

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和60年4月1日	施行
昭和63年4月1日	全面改正
平成6年3月30日	一部改正
平成10年3月26日	一部改正
平成13年12月20日	一部改正
平成29年6月6日	全面改正
平成30年3月16日	一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人紫波町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事、評議員
- (2) 評議員選任・解任委員
- (3) ふれあい相談員
- (4) 本会会長が委嘱した各種委員会委員等

(報酬の額及び支給方法)

第3条 役員等に対する報酬の額及び支給の方法については、勤務形態に応じて別表1のとおりとする。なお、1人あたり各年度の報酬の総額は次のとおりとし、これを超えない範囲とする。

- (1) 会長 200,000円以内
- (2) 副会長 150,000円以内
- (3) 理事 40,000円以内
- (4) 監事 60,000円以内

2 前項の報酬は、会計年度における就任日及び退任日によって報酬の月割りで計算した額を支給する。

3 役員等に本会事務局長及び各施設長並びに地方公共団体職員、又は非常勤特別職公務員が就任した場合、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務のため会議に出席したときは、費用弁償を別表2のとおり支給する。

2 町内で開催される理事会、評議員会、監査会、評議員選任・解任委員会、ふれあい相談所等に出席した場合の費用弁償は行わない。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
2. 昭和 60 年 4 月 1 日施行の社会福祉法人紫波町社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。

附 則

この規程は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 16 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	役 職	報酬の額	支給方法
社会福祉協議会	会 長	年額 160,000 円	会計年度の 3 月とし、 本人の指定する金融 機関口座へ振込
	副会長	年額 100,000 円	〃
	理 事	理事会等の出席に対し 1 回 4,000 円	理事会等の当日に現 金で支給
	監 事	監査会等の出席に対し 1 回 4,000 円	監査会等の当日に現 金で支給
	評議員	評議員会等の出席に対し 1 回 4,000 円	評議員会等の当日に 現金で支給
評議員選任・解任委員会	委 員	委員会等の出席に対し 1 回 4,000 円	委員会等の当日に現 金で支給
ふれあい相談所	相談員	相談所等の出席に対し 1 回 2,000 円	4 半期毎に本人の指 定する金融機関口座 へ振込
その他委員会等	委 員	委員会等の出席に対し 1 回 3,000 円	委員会等の当日に現 金で支給

別表 2 (第 4 条関係)

区 分	役 職	費用弁償の額
社会福祉協議会	理事、監事、評議員	交通費実費相当額
評議員選任・解任委員会	委 員	〃
ふれあい相談所	相談員	〃
その他委員会等	委 員	〃